



## 令和2年 国勢調査実施本部を設置

本年10月1日に実施される国勢調査の実施本部を、4月1日に市役所企画調整課内に設置しました。

国勢調査は、国、県や市における福祉、雇用、住宅など各種行政施策の基礎資料を得るために10月1日現在で市内に居住するすべての方を対象として実施します。

9月下旬から調査員が世帯ごとに調査票を配布しますので、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 企画調整課企画調整係 TEL72-1111(内線225・226)

国勢調査2020キャンペーンサイト(総務省統計局)  
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>



## 募集 国勢調査調査員

開始から100年を迎える令和2年国勢調査の調査員を募集します。調査員には、規定に基づく報酬が支払われます。

### ■ 資格

- ・責任を持って調査ができる、原則として20歳以上の方
- ・調査により知り得た秘密の保護を厳守できる方
- ・警察または選挙に直接関係のない方

■ 募集期間 6月末頃まで随時募集

### ■ 主な業務内容

- ・調査員説明会への参加
- ・担当する地域の確認
- ・調査についての説明と調査書類の配布
- ・調査票の回収
- ・調査票の整理と提出

※業務期間は、8月下旬から10月下旬まで(予定)

■ 申込み・問合せ 企画調整課企画調整係  
TEL: 72-1111(内線226)  
Email: kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp

## 市道の道路改良工事に伴う通行止めについて

中央交差点南側の街路3・6・15号線(台場通線)道路改良工事に伴い、港町と中町沿いにある市道の一部が車両通行止めになります。

市民の皆さんにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 通行止期間 5月中旬頃~9月まで(予定)

■ 規制時間 8:30~17:00

■ 問合せ 建設課土木係 TEL72-1111(内線234)



## 市道の法面変状対策工事に伴う通行止めについて

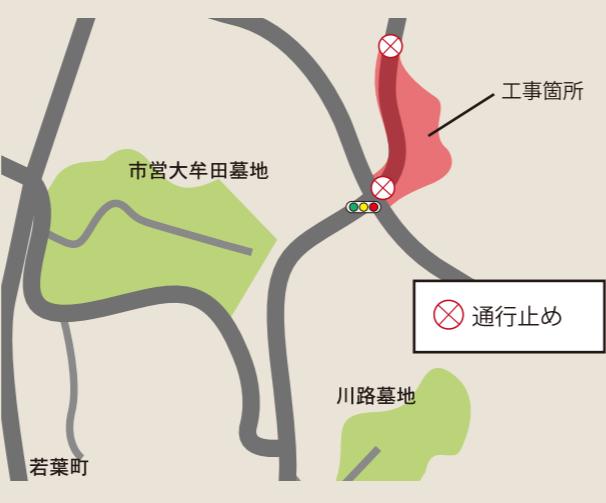
市営墓地北側交差点から籠原集落に通ずる市道若葉籠原線法面変状対策工事に伴い、市道の一部が歩行者・車両ともに通行止めになります。

市民の皆さんにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 通行止期間 6月上旬頃~11月まで(予定)

■ 規制時間 8:30~17:00

■ 問合せ 建設課土木係 TEL72-1111(内線234)



**身体障害者等に対する軽自動車税の減免について**  
障害者手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。  
自動車税の減免を受けている場合を含む)については、普通自動車税の減免を受けている場合を同じくする方が所有する場合を含む)については、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のうえ、5月25日(月)までに税務課課税係(14番窓口)で減免申請を行ってください。  
※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。  
なお、障害の等級や状態、また、運転する方などの条件によって、該当しない場合もありますので、詳しくは、税務課課税係(14番窓口)へお問い合わせください。

6月1日は軽自動車税の納期限です。  
あらかじめ送付した納付書で納付される方は、領収書が継続検査用の納税証明書になり、車検証と一緒に保管し、継続検査に備えてください。  
今年度は平成19年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります(新規検査の年月は車検証の初度検査年で確認できます)。  
車重課が適用されています。  
年度以降順次、最初の新規検査(新車の登録)から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。  
車重課が適用されています。

※詳細は税務課課税係にお問い合わせください。

**申請は早めに済ませましょう**  
出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行なうようにしてください。  
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

**6月分以降の児童手当を受け取るには現況届が必要です**  
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものであります。この届け出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。  
■ 受給資格者 中学校卒業まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方  
■ 支給額 3歳未満=一律1万5千円  
3歳以上小学生修了前=1万円(第3子以降は1万5千円)  
■ 現況届に必要な添付書類  
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。  
※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。  
※今年の1月1日に枕崎市に住民登録のなった方は、マイナンバー(通知書)  
・請求者が被用者(会社員などの場合)健康保険被保険者証の写し  
・今年の1月1日に市外に住所が市外にある方(申立書及び子どもが属する世帯全員の住民票ナンバー(通知書))  
・子どもの住所が市外にある方(申立書及び子どもが属する世帯全員の住民票)を提出していただけます。  
※申請書類等は、郵送にて6月上旬にお届けします。

■ 問合せ 税務課課税係 TEL72-1111(内線155)

■ 問合せ 福祉課社会係 TEL72-1111(内線136)

## 児童手当が支給されます

### 軽自動車税

申請に必要なもの 軽自動車税の引き落としが記帳された通帳、印鑑  
※証明書は無料

■ 受給資格者 中学校卒業まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

広報まくらざき 2020.5